

令和4年 改正民事訴訟法に対応
必要的共同訴訟の該当性が明確になる!

必要的共同訴訟の 理論と判例

第2版

理論と判例

本書の特長

1. 元東京高等裁判所・部統括判事である著者によって、裁判官の視点で実務上の課題を解説。
2. 必要的共同訴訟の全分野にわたり、計85件の最高裁・大審院判例を精緻に分析。
3. 第2版では、令和4年改正民事訴訟法に対応するとともに、新たな重要判例の収録、最近の文献情報を反映。

著 井上 繁規

体裁 A5判 / 592 頁

定価 12,100 円 (本体: 11,000 円 + 税10%)

必要的共同訴訟の 理論と判例

【第2版】

井上 繁規

弁護士、裁判官、研究者
～民事訴訟に携わるすべての方々に～

令和4年改正民訴法に対応

【必要的共同訴訟】の全分野にわたり、
最高裁・大審院判例、学説を精緻に分析
【必要的共同訴訟】の理論と実務をつなげる
唯一の体系書

第一法規

第1章 最高裁判例

31 【裁判例】第三小判令和4・4・12(集民267号41頁 [28300871])

共有者間における共有持分権確認の訴えにおける釈明権行使懈怠の違法(共有者相互間。共有持分権。被差戻)

<事件名>

共有持分権確認請求事件

<判決要旨>

○権利能力なき団体の構成員に共有持分権が能動的に帰属することについて、釈明権の行使を怠ったとされた事例

○権利能力のない団体である上告人が被上告人に対して建物の共有持分権を有することの確認を求める旨を訴状に記載して提起した訴訟において、当事者双方は専ら上告人及び被上告人を含む3町内会の間で前記建物をその3町内会の共有とする旨の合意がされたか否かに関して主張して、これを立証の対象としたものであって、上告人が所有権等の主体となり得るか否かが問題とされることはなかったと判示の事情の下においては、控訴審が、上告人に対し、上告人の請求につき、前記共有持分権が上告人の構成員全員に能動的に帰属することの確認を求める趣旨に出るものであるか否かについて釈明権を行使することなく、前記共有持分権が上告人自体に帰属することの確認を求めるものであるとしてこれを棄却したことには、違法があるとして、原判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととした事例

<参照条文>

民法33条、民訴法29条、149条

<出典>

集民267号41頁、判時253号66頁、判タ1499号71頁、金融法務222号82頁、金融商事1637号25頁

<評釈>

南陽録・法学教室504号122頁、南陽録・民商159号1号178頁、谷本誠司・銀行法務21・66巻13号66頁、加藤新太郎・NBL1231号83頁、林健司・金融商事1667号9頁、山戸勇一・法学研究(慶応義塾大学)96巻3号119頁、宮川

第2章 第1節 必要的共同訴訟の定義

為は、全員に対してその効力を生ずる。

3 第1項に規定する場合において、共同訴訟人の1人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

4 第32条第1項の規定は、第1項に規定する場合において、共同訴訟人の1人が提起した上訴について他の共同訴訟人である準禁治産者又は他の共同訴訟人の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

平成8年公布の平成民法40条は、1項ないし3項において、大正民法とはほぼ同旨の規定を引き継ぎ、4項において、大正民法63条が「第50条第1項ノ規定ハ前条第1項ノ場合ニ於テ共同訴訟人ノ1人カ提起シタル上訴ニ付他ノ共同訴訟人ノ為スヘキ訴訟行為ニ之ヲ準用ス」として、準禁治産者や後見人は他の共同訴訟人が上訴を提起した場合には、保佐人や後見監督人の同意がなくても当然に上訴人となり、上訴審で訴訟行為をすることができることを定めていたことを引き継いで、準禁治産者その他の法定代理人につき、同様の効果が生ずることを定めたものである。

(4) 平成11年改正民訴法(平成11年12月8日法律第151号により公布、平成12年4月1日施行)

40条(必要的共同訴訟)

1 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その1人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ず

第3章 第3節 共同所有関係訴訟

第3節 共同所有関係訴訟

1 目的物引渡請求訴訟

(1) 必要的共同訴訟否定例

ア 保存行為(共有者の一部の者が提起した訴訟)

① 土地共有者の一部の者が提起した不法占有者に対する共有土地明渡請求訴訟(大判大正7・4・19民録24巻73頁 [27522632]。原告側。保存行為。対第三者)

「原告訴訟事実提示及び之ニ引用シタル第1審判決事実提示ニ依リハ被上告人ハ本訴ニ於テ本件土地ノ共有者ノ1人トシテ上告人ニ対シ不法占有者ト因テ被告ヲ排除シカ明渡ヲ請求スルモノニシテ共有者ニ所有権確認ノ訴ヲ提起シタルニテラス。然レ請求ハ各共有者専断ニテ之ヲ為スコトヲ得ナシ」

本判決は、土地共有者の一部の者が提起した不法占有者に対する共有土地明渡請求につき、本件訴えは、不法占有による妨害を排除しその明渡しを請求するものであって、共有地の所有権確認を求めるものではないから、各共有者が専断ですることができるとして、本件明渡請求は、必要的共同訴訟ではないことを明らかにした。そして、その理由として、本件訴えに係る請求が令和3年改正前民法252条ただし書(現民法252条5項)所定の保存行為に該当することをその根拠としているものと考えられる。

② 不動産共有者の一部の者が第三者に対して提起した共有権に基づく共有不動産引渡請求訴訟(大判大正10・6・13民録27巻17頁1155頁 [27532276]。原告側。保存行為。対第三者)

「被上告人ハ本訴ノ不動産ノ内722番736番735番735番の4筆ニ付共有者ノ1人トシテ共有者全員ノ為メ上告人ニ対シ引渡ヲ請求スルモノニシテ然カモ請求ハ民法252条但書ニ所謂保存行為トシテ各共有者専断ニテ之ヲ為スコトヲ得ナシ」

本判決は、不動産共有者の一部の者が第三者に対して提起した共有権に基づく共有不動産の引渡請求訴訟につき、共有者の1人として共有者全員のために

76



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 抜粋

第1編 | 必要的共同訴訟の意義

第1章 | はじめに

- 第1節 本書の目的と構成
- 第2節 必要的共同訴訟の概要

第2章 | 必要的共同訴訟の定義と種類

- 第1節 必要的共同訴訟の定義
- 第2節 必要的共同訴訟の成立要件
- 第3節 必要的共同訴訟の種類

第3章 | 訴訟類型に対応した固有必要的共同訴訟の成否

- 第1節 他人間の権利関係等の変動を目的とする訴訟
- 第2節 管理処分権又は訴訟追行権の共同行使が要求される場合
- 第3節 共同所有関係訴訟
- 第4節 知的財産関係訴訟

第4章 | 類似必要的共同訴訟

- 第1節 類似必要的共同訴訟の定義及び具体例
- 第2節 類似必要的共同訴訟が否かが問題となる場合

第5章 | 必要的共同訴訟の規律

- 第1節 訴訟要件
- 第2節 必要的共同訴訟の審判の規律
- 第3節 非同調者
- 第4節 脱漏当事者があった場合の処理
- 第5節 上訴をしない共同訴訟人の地位
- 第6節 住民訴訟及び株主代表訴訟における非上訴者の地位

第2編 | 重要判例の整理

第1章 | 最高裁判例

- 第1節 必要的共同訴訟を肯定する方向の最高裁判例
- 第2節 必要的共同訴訟を否定する方向の最高裁判例

第2章 | 大審院判例

- 第1節 必要的共同訴訟を肯定する方向の大審院判例
- 第2節 必要的共同訴訟を否定する方向の大審院判例

事項索引
判例索引

第1編

大審院及び最高裁の重要判決の調査と分析に基づき、必要的共同訴訟の意義、特にその**成立要件**、**訴訟類型**に応じた**固有必要的共同訴訟の成否**、必要的共同訴訟の規律などについて解説を行い、現時点における**判例の到達点を明らかにする**。

第2編

大審院及び最高裁判例につき、必要的共同訴訟を**肯定する方向の判決とこれを否定する方向の判決**を紹介し、その調査と分析に基づき、各判決の有する意義と**前後の判決との整合性**などについての解説を行う。

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価 格	部 数
必要的共同訴訟の理論と判例[第2版] [099259]	定価 12,100円 (本体 11,000円 + 税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

ご住所

〒

—

事務所名

☐ 公用
☐ 私用

フリガナ

ご氏名

TEL

—

—

様

☎

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印